

川崎市公共施設利用予約システムの事務取扱に関する要綱

平成 1 1 年 1 1 月 1 日

川 市 施 第 1 5 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の公共施設を効率的に市民の利用に供するため、公共施設の使用許可又は利用許可（以下「使用許可等」という。）の申請等に係わり、川崎市公共施設利用予約システム（以下「ふれあいネット」という。）を利用する場合の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(公共施設の範囲)

第 2 条 この要綱における公共施設の範囲は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条及び第 2 4 4 条の 2 に定めるところによる公の施設に準じた、市民の利用に供する施設とし、次の各号に掲げる要件を具備していなければならない。

- (1) ふれあいネットの利用者登録等に係る事務が実施可能であること。
- (2) 使用許可等を申請した利用者が公共施設を利用する際に、利用者の確認、及びその利用状況等の管理が可能であること。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱における用語の定義は、川崎市公共施設利用予約システムの利用者の登録等に関する要綱第 2 条に掲げるもののほか、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 館とは、ふれあいネットを利用して使用許可等の申請等を行うことができる建物等の単位をいう。
- (2) 施設とは、ふれあいネットを利用して使用許可等の申請等を行うこ

とができる館内の最小の貸出単位をいう。

(3) 備品とは、館及び施設（以下「施設等」という。）で利用可能な物品をいう。

(4) 市内区分の利用者とは、登録種別が市内個人又は専用団体の利用者をいう。

(5) 申込とは、ふれあいネットを利用して利用者番号又はチーム番号、暗証番号、利用館、利用施設、利用日等必要な事項を入力することをいう。

(6) 抽選申込とは、定められた施設等の中から、利用者が利用を希望する施設等に対して、抽選のために必要な事項の申込をすることをいう。

(7) 抽選とは、抽選申込の中から当選者に使用許可等の申請の権利を付与するための予備的な行為をいう。

(8) 確定とは、抽選の当選者が使用許可等の申請を行うことをいう。

(9) 予約申込とは、使用等が可能な施設等に対して、予約のために必要な事項の申込をすることにより使用許可等の申請を行うことをいう。

(10) 管理者端末とは、公共施設の職員等がその業務の一環としてふれあいネットを操作するための端末をいう。

(11) 利用者端末とは、利用者が直接操作することによりふれあいネットを利用することができる端末をいう。

(12) インターネット接続とは、パソコンなどの情報処理機器を電話回線、光ケーブル、CATVなどの通信回線に接続し、利用者が直接操作してふれあいネットを利用することができる方法をいう。

(ふれあいネットの業務)

第4条 ふれあいネットにより行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用者の登録に関する情報の管理
- (2) 施設等の空き情報の提供
- (3) 施設等の抽選申込、抽選及び確定に関する手続
- (4) 施設等の予約申込に関する手続
- (5) 施設等の使用許可等の申請の取消・変更に関する手続
- (6) 備品の使用に関する手続
- (7) 施設等及び備品の使用料又は利用料金に関する手続
- (8) 施設等の利用統計

2 ふれあいネットは、利用者端末、インターネット接続（以下「利用者端末等」という。）及び管理者端末により利用することができる。

（対象施設等）

第5条 ふれあいネットを利用して前条第1項各号の手続を行うことができる施設等は、公共施設が別に定める。

（運用時間）

第6条 ふれあいネットを利用することができる時間は、午前7時から午後12時までとする。ただし、第4条第1項第2号の業務については、毎日24時間とする。

2 利用者端末を利用することができる時間は、前項の規定の範囲内で、公共施設等の指定する時間とする。

（運用停止期間）

第7条 ふれあいネットを利用することができない期間は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

(抽選申込及び確定)

第8条 ふれあいネットの市内区分の利用者は、利用者端末等を利用して施設等の使用等に係わる抽選申込及び確定をすることができる。ただし、公共施設が別に定める場合は、この限りでない。

(予約申込)

第9条 ふれあいネットの利用者は、利用者端末等を利用して施設等の使用等に係わる予約申込をすることができる。ただし、公共施設が別に定める場合は、この限りでない。

(情報の照会)

第10条 ふれあいネットの利用者は、利用者端末等を利用して施設等の空き情報、抽選申込情報の照会及び抽選申込状況の照会をすることができる。ただし、公共施設が別に定める場合は、この限りでない。

(抽選申込等の期間)

第11条 抽選申込を行うことができる期間は抽選日の前7日間とする。

2 抽選日は、別表のとおりとする。

3 確定を行うことができる期間は、抽選日の後4日間とする。

4 予約申込を行うことができる期間は、公共施設が別に定める。

(その他の申請等)

第12条 次の各号に掲げる申請等については、公共施設が別に定める。

(1) 備品の使用許可等

(2) 使用料又は利用料金の減額又は免除

(3) 施設の模様替え等

(使用許可等の申請の取消・変更)

第13条 ふれあいネットの利用者は、利用者端末等を利用して施設等の使用許可等の申請の取消・変更をすることができる。ただし、公共施設が別に定める場合は、この限りでない。

(使用料の納付)

第14条 ふれあいネットの利用者は、確定又は予約申込をした施設の使用料を口座振替（自動払込）又は納入通知書により、次項に定める納入期日までに納付するものとする。

2 前項に規定する納入期日は、使用月の翌月27日とする。ただし、当該日が取扱金融機関の休業日に当たる場合は、取扱金融機関の翌営業日とする。

附 則

この要綱は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 9 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

	館 名	抽 選 日
1	川崎市国際交流センター	使用月の4ヶ月前の24日
2	川崎市生活文化会館	使用月の4ヶ月前の24日
3	川崎市平和館	使用月の4ヶ月前の24日
4	川崎市男女共同参画センター	使用月の4ヶ月前の24日
5	川崎シンフォニーホール	使用月の4ヶ月前の24日
6	川崎市民プラザ	使用月の4ヶ月前の24日
7	東海道かわさき宿交流館	使用月の4ヶ月前の24日
8	川崎市産業振興会館	使用月の4ヶ月前の24日
9	川崎市かわさき老人福祉・地域交流センター	使用月の4ヶ月前の24日
10	川崎市高津老人福祉・地域交流センター	使用月の4ヶ月前の24日
11	川崎市総合福祉センター	使用月の4ヶ月前の24日
12	川崎市大山街道ふるさと館	使用月の4ヶ月前の24日
13	川崎市教育文化会館	使用月の4ヶ月前の24日
14	川崎市教育文化会館 大師分館	使用月の4ヶ月前の24日

15	川崎市教育文化会館 田島分館	使用月の4ヶ月前の24日
16	川崎市幸市民館	使用月の4ヶ月前の24日
17	川崎市幸市民館 日吉分館	使用月の4ヶ月前の24日
18	川崎市中原市民館	使用月の4ヶ月前の24日
19	川崎市高津市民館	使用月の4ヶ月前の24日
20	川崎市高津市民館 橘分館	使用月の4ヶ月前の24日
21	川崎市宮前市民館	使用月の4ヶ月前の24日
22	川崎市宮前市民館 菅生分館	使用月の4ヶ月前の24日
23	川崎市多摩市民館	使用月の4ヶ月前の24日
24	川崎市麻生市民館	使用月の4ヶ月前の24日
25	川崎市麻生市民館 岡上分館	使用月の4ヶ月前の24日
26	有馬・野川生涯学習支援施設	使用月の4ヶ月前の24日
27	川崎市王禅寺余熱利用市民施設	使用月の4ヶ月前の24日
28	桜川球場	使用月の1ヶ月前の8日
29	小田球場	使用月の1ヶ月前の8日
30	大師球場	使用月の1ヶ月前の8日
31	池上新田球場	使用月の1ヶ月前の8日
32	富士見球場	使用月の1ヶ月前の8日
33	大師テニスコート	使用月の1ヶ月前の8日
34	富士見テニスコート	使用月の1ヶ月前の8日
35	鈴木町広場	使用月の1ヶ月前の8日
36	中瀬サッカー広場	使用月の1ヶ月前の8日
37	中瀬球場	使用月の1ヶ月前の8日
38	川崎市港湾振興会館（ビーチコート除く）	使用月の4ヶ月前の24日
39	川崎市港湾振興会館（ビーチコート）	使用月の1ヶ月前の8日
40	川崎市港湾振興会館テニスコート	使用月の1ヶ月前の8日
41	東扇島中公園バーベキュー場	使用月の1ヶ月前の8日
42	東扇島東公園バーベキュー広場	使用月の1ヶ月前の8日
43	川崎市とどろきアリーナ	使用月の4ヶ月前の24日
44	川崎市スポーツ・文化総合センター	使用月の4ヶ月前の24日
45	川崎市幸スポーツセンター	使用月の4ヶ月前の24日
46	川崎市武道館	使用月の4ヶ月前の24日

47	川崎市高津スポーツセンター	使用月の4ヶ月前の24日
48	川崎市宮前スポーツセンター	使用月の4ヶ月前の24日
49	川崎市多摩スポーツセンター（野球場、テニスコート除く）	使用月の4ヶ月前の24日
50	川崎市多摩スポーツセンター（野球場、テニスコート）	使用月の1ヶ月前の8日
51	川崎市麻生スポーツセンター	使用月の4ヶ月前の24日
52	御幸球場	使用月の1ヶ月前の8日
53	等々力球場	使用月の1ヶ月前の8日
54	等々力屋内野球練習場	使用月の1ヶ月前の8日
55	等々力運動広場	使用月の1ヶ月前の8日
56	上丸子天神町球場	使用月の1ヶ月前の8日
57	上平間球場	使用月の1ヶ月前の8日
58	等々力テニスコート	使用月の1ヶ月前の8日
59	等々力第1サッカー場	使用月の1ヶ月前の8日
60	等々力第2サッカー場	使用月の1ヶ月前の8日
61	古市場サッカー場	使用月の1ヶ月前の8日
62	上平間サッカー場	使用月の1ヶ月前の8日
63	丸子橋広場	使用月の1ヶ月前の8日
64	等々力緑地多目的広場	使用月の1ヶ月前の8日
65	等々力陸上競技場	使用月の1ヶ月前の8日
66	等々力補助競技場	使用月の1ヶ月前の8日
67	宇奈根球場	使用月の1ヶ月前の8日
68	二子球場	使用月の1ヶ月前の8日
69	二子ソフトボール場	使用月の1ヶ月前の8日
70	諏訪球場	使用月の1ヶ月前の8日
71	北見方少年サッカー場	使用月の1ヶ月前の8日
72	東高根広場	使用月の1ヶ月前の8日
73	西長沢多目的広場	使用月の1ヶ月前の8日
74	北見方球場	使用月の1ヶ月前の8日
75	とんびいけ球場	使用月の1ヶ月前の8日
76	とんびいけテニスコート	使用月の1ヶ月前の8日
77	菅多目的広場	使用月の1ヶ月前の8日